

経営事項審査の制度改正（令和8年7月改正）について

令和8年6月
秋田県建設部建設政策課

1 改正により取扱いが変更となる審査項目について

(1) 【新設】「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言の有無

【概要】

- 建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度に係る評価項目を追加
- 審査基準日が宣言日以降であり、自主宣言制度において宣言した取組について、取組開始日以降行う又は行っている旨を誓約する場合に加点 **（5点）**

【提出資料】

- 別紙様式第9号
 - 自主宣言制度において宣言していることを証する書面（宣言書）の写し
- ※建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度ポータルサイト（国土交通省HP）において宣言企業として掲載されている必要があります。

(2) 【配点見直し】建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

【概要】

- 建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の有無に係る項目の追加に伴い加点配分を見直し
- （民間工事を含む全ての建設工事について実施している場合：**10点**（旧：15点）
全ての公共工事について実施している場合：**5点**（旧：10点）

(3) 「建設機械の保有状況」の加点対象となる機械の拡大

【概要】

- 「**不整地運搬車**」（労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車）及び「**アスファルト・フィニッシャ**」（自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載がある大型特殊自動車）の追加

(4) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除

【概要】

- 雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無を審査項目から削除

2 制度改正に伴う様式の改正等について

制度改正に伴い、その他の審査項目（社会性等）の様式が変更となります。

（１）改正となる様式・提出書類

- その他の審査項目（社会性等）【２０００４帳票】
- 別紙様式３【建設機械の保有状況一覧】
- 別紙様式９【「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書】（様式追加）
- 電子申請チェックリスト

（２）適用時期（新様式の使用開始日）について

改正後の新様式は、**令和８年７月１日以降に申請（受付）**を行う場合から適用されます。

なお、新基準・新様式の適用は、**面談申請・電子申請を問わず「申請日（受付日）」で判断します。**

令和８年６月３０日までの申請（受付）：現行（改正前）の様式を使用

令和８年７月１日以降の申請（受付）：改正後の様式を使用

<面談申請を予定している事業者様へ>

「決算期」が１月～３月の事業者様で、令和８年６月中に面談申請（受付）を行う場合は、現行（改正前）の様式での申請となります。お間違いのないようご注意ください。

3 再審査について

本改正は建設業法施行規則第２０条第２項に基づく再審査の対象であり、改正前の基準により審査の結果通知を受けた方は**令和８年７月１日から令和８年１０月２８日までは改正に係る事項についての再審査を申し立てることができます。**

【再審査の概要】

受付期間：令和８年７月１日（水）～１０月２８日（水）

（施行日から１２０日以内）

手数料：不要

審査対象：改正部分（建設技能者を大切にする自主宣言、建設機械の保有状況等）

提出書類：①経営規模等評価再審査申立書

②再審査に係る結果通知書の写し

③変更となる項目の確認資料

申立方法：①申立者の主たる営業所の所在地を管轄する各地域振興局総務企画部総務経理課へ書類を持参又は郵送

②電子申請システム（JCIP）による申立